

新型コロナウイルスに感染しない・感染を広げない為の対応（第4報）

～体調不良時の対応について（変更）～

2021 年度は、原則対面授業で行うことになりました。対面授業を行うにあたり、体調不良時の対応も変更しましたので、ご確認ください。

若くても、思いの外、症状がつかつたり、後遺症が残り苦しんでいる方もいます。

引き続き、「自分が感染しない」「大切な人を感染させない」為の行動をとるように心がけてください。

授業では十分な対策をとりますが、昼食や帰宅途中の食事の際に、マスクをはずし近距離で会話をすることで、感染のリスクが高くなります。会食した相手が感染した場合、同席した人は濃厚接触者となり、2週間近く授業を受けることが出来なくなります。充分注意するようお願い致します。

本人もしくは同居するご家族が、体調不良の場合の対応について

本人の感染が確認された場合には学校保健安全法第 19 条の規定により、登校・就業は禁止とします。また、本人もしくは同居するご家族が感染の疑いがある場合（陽性と確認できていない場合）の登校・就業の基準について次のとおりといたします。

【本人に関して】

体調不良の場合の対応

フローチャートⅠのとおりとします。原則、病院受診し、医師の診断を受けて下さい。

PCR 検査を実施する場合は、健康管理センターへ連絡をして下さい。

濃厚接触者となった場合

フローチャートⅡのとおりとします。登校・就業を見合わせ、その日のうちに、健康管理センターに連絡をして下さい。

海外から帰国・再入国した場合

必ず健康管理センターに連絡をして下さい。検疫所の指示に従い自宅待機となります。

国の「入国者健康確認センター」が、帰国後 2 週間、健康フォローアップを行います。

【同居家族に関して】

同居するご家族が体調不良で PCR 検査を実施する場合

フローチャートⅢのとおりとします。健康管理センターに連絡をし、検査結果が出るまでは、登校・就業を見合わせて下さい。

同居するご家族が濃厚接触者となった場合

フローチャートⅣのとおりとします。その日のうちに健康管理センターに連絡をして下さい。ご家族の PCR 検査の結果が出るまでは、登校・就業を見合わせて下さい。

同居するご家族が海外から帰国した場合

健康管理センターに連絡して下さい。登校・就業は可能ですが、普段以上に感染対策に気を配るようお願い致します。

【お願い】

新型コロナウイルス感染症は、誰もが罹患する可能性のある感染症です。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動して下さい。

【注意事項】

第4報は、2021年4月1日時点のものであり、国の方針で対応が変わることもあります。ご不明な点があれば、下記までお問い合わせ下さい。

健康管理センター(月～土曜日 9時～17時) 0480-33-7539 kenkou-kanri@nit.ac.jp

【日頃の体調の記録】

健康観察アプリ【健康日記】<https://www.htech-lab.co.jp/covid19/>をご活用下さい。

【体調不良時の記録】

症状チェックシート【PDF】[【Excel】](#)に記録をして下さい。

【行動の記録】

新型コロナウイルスに感染した場合、症状が出た日の2日前に遡って行動の確認を行う為、普段から[行動記録表](#)【PDF】[【Excel】](#)に記録することをお勧めします。

【COCOAの活用】

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。詳細やインストール方法等は以下をご参照下さい。(厚労省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【家庭内で感染が疑われる人がいる場合の注意するポイント】厚労省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

【最新情報】厚労省HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム】

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を検索できます。

<https://flu-search.pref.saitama.lg.jp/>

I 学生・教職員本人が体調不良の場合

必ず、症状チェックシートに記入する

※教職員は、提出の必要はありません。

原則、病院受診し、医師の診断を受ける

※受診した際に、登校・就業の目安を医師に確認する
※受診日と医師からの指示内容を症状チェックシートに記入する
※病院の領収書(可能なら診断書)は、欠席の根拠資料となります
極力不利益にならないように対処しますので、領収書を紛失しないように注意して下さい

診断の結果
PCR検査対象外

**医師の指示に従って
登校・就業を再開**

念の為、2週間程度は普段以上に
感染対策に気を配り、お過ごし下さい

【授業を欠席した場合】

授業担当教員に下記を提出する

- 欠席理由書
- 症状チェックシート
- 病院の領収書

**診断の結果、PCR検査を実施する場合は、
健康管理センターへ連絡をする**
PCR検査の結果がでるまで登校・就業を見合わせる

陰性

**医師の指示に従って
登校・就業を再開**

念の為、2週間程度は普段以上に
感染対策に気を配り、お過ごし下さい

【授業を欠席した場合】

**①健康管理センターで証明書を
受け取る**

②授業担当教員に下記を提出する

- 欠席理由書
- 症状チェックシート
- 病院の領収書
- 健康管理センター証明書

II 学生・教職員本人が濃厚接触者となった場合

※保健所が濃厚接触者と判定した場合

その日のうちに健康管理センターに連絡をする

登校・就業を見合わせる

保健所の指示でPCR検査を実施する

PCR検査の結果と自宅待機期間を健康管理センターへ連絡をする

※PCR検査の結果が陰性でも自宅待機が必要になります

健康管理センター
0480-33-7539
kenkou-kanri@nit.ac.jp
月～土(9時～17時)

陽性

保健所の指示に従い、療養(もしくは自宅待機)する

新型コロナウイルスに罹患した場合や濃厚接触者に判定された場合、学校保健安全
法第19条の規定により、出席停止・就業禁止になります
保健所の指示に従い登校・就業を禁止します

保健所の指示により登校・就業を再開

【授業を欠席した場合】

①健康管理センターで証明書を受け取る

②授業担当教員に下記を提出する

- 欠席理由書
- 病院の領収書
- 健康管理センター証明書
- 症状チェックシート(フローチャートIの体調不良の場合)

Ⅲ 同居するご家族が体調不良の場合

ご家族がPCR検査を実施する場合は
健康管理センターに連絡をする
PCR検査の結果がでるまで、登校・就業を見合わせる

Ⅳ 同居するご家族が濃厚接触者となった場合

※保健所が濃厚接触者と判定した場合

その日のうちに健康管理センターに連絡をする
PCR検査の結果がでるまで、登校・就業を見合わせる

健康管理センター
0480-33-7539
kenkou-kanri@nit.ac.jp

同居するご家族がPCR検査を実施

陰性

登校・就業は可能ですが、念の為、2週間程度は普段以上に
感染対策に気を配り、お過ごし下さい

※体調不良のご家族との接触を必要最低限にとどめて下さい
※体温測定や健康状態をチェックして下さい。体調不良の場合は、病院受診をして下さい
※必ずマスクをし、人との距離を保つようにして下さい
※食事の際は、マスクをしない状態で会話をしないように注意して下さい

通学が可能になった際に、健康管理センターで証明書を発行します

※欠席理由書に健康管理センター証明書を添付し、授業担当教員に提出して下さい

陽性

保健所の指示に従う

※同居者は原則として濃厚接触者と判定されます
※保健所からの指示内容を健康管理センターに
連絡して下さい
※フローチャートⅡを参照

＜提出時の注意事項＞

□ この欠席理由書は、欠席した授業を出席扱いにするものではありません。

あくまでも、欠席した理由を授業担当教員にお知らせするための参考資料です。出欠の最終判断は授業担当教員が行います。

- ☐ 提出者自身で印刷の上、必ず黒色または青色のボールペンで記入する。
- ☐ 欠席 1 回につき 1 枚ずつ作成する。
- ☐ 欠席理由を証明する書類を添付している。

※上記チェック項目に漏れがないか確認の上、授業担当教員に直接提出してください。

提出日： 年 月 日

授業担当教員 様

欠 席 理 由 書

私は、授業を欠席しましたので、以下のとおり報告します。

なお、欠席等に関する取扱いは、科目担当教員の判断に一任することを了承します。

学 科 学 年

学籍番号

氏 名

欠席理由

※欠席理由を証明できる書類を添付する。

日付	曜日	時限	授業科目名

＜本用紙による届出を受けた先生へ＞

学生は欠席について配慮を求めることができますが、欠席への具体的な配慮の内容については、授業担当教員の判断を委ねられています。